

世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針

1 目的

この方針は、世田谷区内の公共建築物等の整備における積極的な木材利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 木材利用の意義

近年、自然災害による甚大な被害が発生しており、二酸化炭素の排出抑制等を通じた温暖化の防止、国土の保全、保水機能の回復など、災害防止等の観点からも森林整備の推進が喫緊の課題となっている。木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このため、木材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養、国土の保全、森林再生等に貢献することが期待される。また、子どもたちをはじめ、多くの区民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がることを期待される。

3 用語の定義

- (1) 木材 国内で生産された木材その他木材をいう。
- (2) 公共建築物 世田谷区（以下「区」という。）が管理を行う建築物（区の委託により管理される建築物を含む。）をいう。
- (3) 建築 新築、増築、改築又は改修をいう。
- (4) 木造化 公共建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 木質化 公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (6) 公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (7) 公共建築物等 公共建築物及び公共工作物の総称をいう。
- (8) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

4 基本的事項

区内の公共建築物等における木材利用の推進のための基本的事項は、以下のとおりとする。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木造化、木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でない認められる場合

施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認められる場合

その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる場合

その他、木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品

公共建築物の什器等の備品及び文具類、玩具等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に使用する。

(4) 公共建築物等において使用する木材

公共建築物等の整備等においては、積極的に国産木材を使用する。

(5) 考慮すべき事項

公共建築物等の整備等において木材を利用するに当たっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のライフサイクルコスト、適切な保守管理について十分に配慮する。また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値や自治体間連携・交流や地産地消等の観点による調達産地の選定等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

(6) 国産木材の利用に当たり考慮すべき事項

公共建築物等の整備等において木材を利用するに当たっては、国産木材の利用に努めつつも、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

5 木材利用の啓発及び普及の推進

区は、公共建築物等の木造化、木質化の推進に当たっては、木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民に対し啓発及び普及の推進に努める。

附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。